

# 山 青 森 県 報

号外第四十号

平成十四年四月一日(月曜日)

## 目 次

○青森県漁港管理規則の一部を改正する規則……………	(漁港漁場整備課) …… 一
○青森県漁港法施行細則の一部を改正する規則……………	(同) …… 一
○青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則……………	(建築住宅課) …… 二
○青森県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿の閲覧に関する規則……………	(同) …… 二
告 示	
○高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧所の場所……………	(建築住宅課) …… 三
○開発登録簿閲覧所の場所の一部改正……………	(同) …… 三
人事委員会	
○人事委員会規則二一〇(人事委員会事務局の組織)の一部を改正する規則……………	(総務・審査グループ) …… 三
○人事委員会規則二二二八(人事委員会事務局処務規則)の一部を改正する規則……………	(同) …… 四
○人事委員会規則二二三二(人事委員会事務専決代決規則)の一部を改正する規則……………	(同) …… 六

## 規 則

## 規 則

青森県漁港管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

青森県知事 木 村 守 男

### 青森県規則第四十七号

#### 青森県漁港管理規則の一部を改正する規則

青森県漁港管理規則(昭和三十九年五月青森県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「漁港法( )を「漁港漁場整備法( )に、「漁港法施行令」を「漁港漁場整備法施行令」に、「漁港法施行規則」を「漁港漁場整備法施行規則」に改める。

第二条中「漁港事務所長( )を「農林水産事務所長( )に、「所轄漁港事務所長」を「所轄農林水産事務所長」に改める。

第三条、第五条、第六条、第七条第一項、第十二条、第十三条第一項及び第二項並びに第十四条第二項中「所轄漁港事務所長」を「所轄農林水産事務所長」に改める。

第一号様式から第五号様式までの規定中「漁港事務所長」を「農林水産事務所長」に改める。

第六号様式中「海産法」を「海産漁場整備法」に改める。  
第九号様式中「漁港事務所長」を「農林水産事務所長」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県漁港法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第四十八号

青森県漁港法施行細則の一部を改正する規則

青森県漁港法施行細則（平成十二年三月青森県規則第百十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県漁港漁場整備法施行細則

第一条中「漁港法（ ）を「漁港漁場整備法（ ）に、「漁港法施行令」を「漁港漁場整備法施行令」に、「漁港法施行規則」を「漁港漁場整備法施行規則」に改める。

第二条中「第二条」を「第六条の二」に改める。

第四条中「漁港法施行令」を「漁港漁場整備法施行令」に、「漁港事務所長」を「農林水産事務所長」に改める。

第一号様式及び第二号様式中「~~漁港~~」を「~~漁港~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第四十九号

青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則

青森県建築士法施行細則（昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、他の都道府県知事が行う二級建築士試験又は木造建築士試験に係る学科試験に合格した者について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿の閲覧に関する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第五十号

青森県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿の閲覧に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十五号）第四条第二項の規定により、高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧に關し必要な事項を定めるものとする。

（閲覧日及び閲覧時間）

第二条 登録簿の閲覧日は、青森県の休日に関する条例（平成元年三月青森県条例第三号）第一条第一項に規定する県の休日以外の日とする。

2 登録簿の閲覧時間は、午前八時三十分から午後四時四十五分までとする。

3 知事は、登録簿の整理等のため必要がある場合は、臨時に閲覧に供しない日を設定、又は閲覧時間を短縮することができる。

（閲覧の手續）

第三条 登録簿を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、備付けの閲覧簿（別記様式）に必要な事項を記入しなければならない。

（遵守事項）

第四条 閲覧者は、登録簿を指示された場所以外の場所に持ち出してはならない。

（閲覧の禁止）

第五条 知事は、閲覧者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の閲覧を禁止することができる。

- 一 この規則又は職員の手引に従わないとき。
- 二 登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



平成十四年四月一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

**人事委員会規則二一〇（人事委員会事務局の組織）の一部を改正する規則**

人事委員会規則二一〇（人事委員会事務局の組織）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（組織）

第二条 事務局に次のグループを置く。

総務・審査グループ

任用・給与グループ

第三条を次のように改める。

（分掌事務）

第三条 グループの分掌事務は、次のとおりとする。

総務・審査グループ

一 人事委員会の会議に関する事。

二 事務局職員の人事、給与、服務研修及び厚生福利に関する事。

三 人事委員会の公印に関する事。

四 事務局の文書に関する事。

五 事務局の予算、決算及び経理に関する事。

六 事務局の物品の管理に関する事。

七 人事委員会の広報に関する事。

八 人事記録に関する事。

九 研修及び勤務成績の評定に関する事。

十 勤務条件に関する措置の要求に関する事。

十一 不利益処分に関する審査の請求に関する事。

十二 分限（定年制を除く。）及び懲戒に関する事。

十三 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する事。

十四 厚生福利制度に関する事。

十五 職員団体等の登録及び認証に関する事。

十六 労働基準監督機関の職権に関する事。

十七 事務局の事務の総合調整に関する事。  
十八 前各号に掲げるもののほか事務局で他グループの所掌に属しない事務に関する事。

任用・給与グループ

一 競争試験及び選考その他任用に関する事。

二 職階制に関する事。

三 服務に関する事。

四 定年制に関する事。

五 任期付職員の採用等に関する事。

六 公益法人等への職員の派遣に関する事。

七 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する事。

八 給与に関する事。

九 勤務時間その他の勤務条件に関する事。

十 給与支払の監理に関する事。

第四条第一項中「次の職」を「グループリーダー」に改め、各号を削り、同条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え、

二 総括主幹

同項に次の一号を加える。

六 主事

第五条中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項を第八項とし、第二項を次のように改め、

2 グループリーダーは、上司の命を受け、グループの事務を掌理する。

第四項を次のように改める。

4 総括主幹は、上司の命を受け、グループの所掌事務に係る重要な企画、調整及び立案に当たる。

**附 則**

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則二一〇八（人事委員会事務局処務規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則二―二八(人事委員会事務局処務規則)の一部を改正する規則  
人事委員会規則二―二八(人事委員会事務局処務規則)の一部を次のように改正す  
る。

第二条第一項中第五号を削り、同条第三項中「第一項第五号及び」を削り、同条第  
四項中「管理課長」を「総務・審査グループリーダー」に改める。

第五条中「管理課長」を「総務・審査グループ」に改め、同条第一号中「主務課  
別に」を削り、「管理課長」を「総務・審査グループリーダー」に、「主務課」を「主  
務グループ」に改め、同条二号及び第三号中「管理課長」を「総務・審査グループリー  
ダー」に、「主務課」を「主務グループ」に改め、同条第四号中「主務課長」を「主  
務グループリーダー」に改める。

第六条中「管理課長」を「総務・審査グループリーダー」に改める。

別表第一、別表第三、第一号様式、第五号様式、第六号様式及び第八号様式を次の  
ように改める。

別表第一

一 ひな形

青森県人事  
委員会事  
務局長印

青 森 県 委  
人 事 員 会  
員 会 印

青 森 県 人  
事 委 員 会  
委 員 長 印

青森県人事委  
員会委員長職  
務代理者印

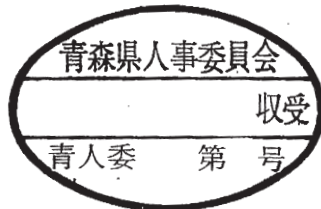
二寸法

公 印 の 種 類	寸 (ミリメートル平方) <sup>法</sup>
委 員 会 印	31
委 員 長 印	24
委員長職務代理者印	24
事 務 局 長 印	24

別表第三

文 書 記 号
青人委 (年次)
青人委親 (年次)

第 1 号様式



第5号様式

規 則 番 号 簿

規則番号	公布年月日	題 名	主務グループ	委員会議決 年 月 日

注 規格はA4判横長

第6号様式

指 令 公 達 番 号 簿

月 日	番 号	件 名	あて名又は 住所氏名	主務グループ	備 考

- 注 1 備考欄には、県報掲載されたものについては掲載県報の番号、年月日等その他必要事項を記入する。  
 2 公告番号簿の場合は、番号の記入を要しない。  
 3 規格はA4判横長

第8号様式

裏 面

写真添付 契 印 第 号 氏 名 年 月 日生 上記の者は、青森県人事 委員会事務局職員であるこ とを証明する。 年 月 日交付 青森県人事委員会印	事 項	検 印
	職	
現住所		

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則二一三二（人事委員会事務専決代決規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則二一三二（人事委員会事務専決代決規則）の一部を改正する規

則 人事委員会規則二一三二（人事委員会事務専決代決規則）の一部を次のように改正する。

第二条中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号中「課長補佐」を「総括主幹」

に改め、同号を第二十三号とし、第十一号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 任期付研究員の採用等に関すること。

第三条第二項中「課長及び課長補佐」を「グループリーダー」に改める。

第八条中「課長」を「グループリーダー」に改める。

第九条（見出しを含む。）中「課長」を「グループリーダー」に改め、「課長補佐」を「あらかじめ事務局長の承認を得てグループリーダーが指定する職員」に改める。

別表第一の事務局長専決事項の欄第一号及び第二号中「課長及び副参事」を「グループリーダー」に改め、第十六号イ中「（第九条の規定を適用する場合に限る。）」を「及び第二項の規定による行政文書の全部を開示しない旨の決定」に改め、同号を第十七号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号中「課長」を「グループリーダー」に改め、同号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号中「課長」を「グループリーダー」に改め、同号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 事務局職員の事務分担に関すること。

別表第一の事務局長専決事項の欄第十七号の次に次の一号を加える。

十八 青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）の施行に関する次のこと。

- イ 第十五条第一項の規定による個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定及び同条第二項の規定による個人情報の全部を開示しない旨の決定に関すること。
- ロ 第二十四条第一項の規定による個人情報の訂正等の決定に関すること。
- ハ 第二十七条第三項の規定による個人情報の取扱いの是正の申出に対する処理に関すること。

別表第二を次のように改める。

区分	各グループ共通
グループリーダー	一 定例又は軽易な照会、回答及び調査等に関すること。 二 保存文書その他の資料の閲覧及び借覧の申請並びに当該申請に対する許可に関すること。（事務局長の専決に係るものを除く。）

総 務 ・ 審 査 グ ル ー プ

- 一 事務局職員（事務局長を除く。）の旅行命令及び旅行復命の受理に関すること。
- 二 事務局職員の時間外勤務命令に関すること。
- 三 事務局職員（事務局長を除く。）の休暇の承認等に関すること。
- 四 職員の証及び職員き章の交付に関すること。
- 五 会議等の傍聴券の発行に関すること。
- 六 扶養手当、通勤手当及び住居手当の支給に係る事実の確認、額の決定及び改定等に関すること。
- 七 県報登載に関すること。
- 八 青森県人事関係法令集の編集に関すること。
- 九 事務局の臨時職員の任用（一月のうちその任用予定期間が十五日未満の場合に限る。）に関すること。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

青 森 県	発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号
東奥印刷株式会社	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十五円一銭